

**令和5年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務**  
〔愛媛県松山市・今治市（奥道後玉川県立自然公園周辺）〕仕様書

**1. 目的**

令和5年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務〔愛媛県松山市・今治市（奥道後玉川県立自然公園周辺）〕仕様書（以下「仕様書」という。）の委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定めるものである。

本県では、第5次イノシシ適正管理計画において、農林業被害額を約1億円に抑えることを目標とし、主に市町の有害鳥獣捕獲許可により年間33,000頭を目標に捕獲に努めているが、有害鳥獣捕獲が進んでいない自然公園や県有林内等の自然環境被害や人身被害を防止するため、当該事業を実施する。

**2. 履行期間**

委託業務の契約日から令和6年2月29日まで

**3. 委託内容**

（イノシシ捕獲）

番号	実施項目	調査内容等
(1)	イノシシ捕獲 〔わな猟〕	自然公園内等でくくりわな等によりイノシシの捕獲を行う。

（必要とする従事日数及び捕獲頭数）

市 町	実施区域	従事日数（人日） 〔わな〕	目標捕獲頭数（頭） 〔わな猟〕
松山市・ 今治市	奥道後玉川県立 自然公園周辺	50	25
合計		50	25

※捕獲実施期間は、従事者証の交付を受けた日から令和6年2月29日までとする。

※従事日数及び捕獲頭数は合計値であり、参考として実施区域別の内訳を示している。

**4. 業務実施方法**

イノシシ捕獲後は、次の各事項の処理を行うものとする。

(1) 捕獲された個体は、別添「愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲確認の方法」に即して確認をうけるものとする。

なお、5(4)に基づくニホンジカを捕獲した場合も上記のとおり処理すること。

(2) 上記(1)の処理を完了した後、捕獲した個体は、埋設等により適切に処理すること。

(3) 国有林野内で捕獲した個体を国有林内に埋設する方法は、森林管理署の指示に従うこ

と。また、国有林外に搬出した場合であっても、埋設等により適切に処理すること。捕獲した固体は食肉等として利活用して構わないものとするが、個体の利活用を目的として食肉処理施設等に持ち込む場合は無償提供とする。

- (4) 本業務で捕獲したイノシシ及びニホンジカについては、市町における捕獲奨励金など県、市町の補助金交付事業を含め、他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

## 5. 捕獲に関するその他留意事項

- (1) 本業務は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業において実施するものであり、同法第14条の2第9条第8項の規定に基づき、愛媛県知事に対して従事者証交付申請を行い、従事者証が交付された後に捕獲業務を実施すること。
- (2) 上記(1)で交付された従事者証は、捕獲等業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に返納しなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第17条の規定に基づき契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）には、契約が終了した後速やかに(1)で交付された従事者証を返納しなければならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、ニホンジカの捕獲が想定されるため、受注者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、愛媛県知事（国指定特別保護地区の場合は中国四国地方環境事務所）に対して捕獲許可証交付申請（管理（個体数の調整目的）を行い、許可証が交付された後に捕獲業務を実施すること。
- (5) 上記(4)で交付された許可証は、捕獲等業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に返納しなければならない。
- (6) 受注者は、契約書第17条の規定に基づき契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）には、契約が終了した後速やかに(1)で交付された許可証を返納しなければならない。

## 6. 安全等の確保

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法令に基づく措置を講じておくとともに、事故等が発生しないよう捕獲従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、捕獲従事者のみならず、近隣の住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (3) 受注者は、所管警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため次の各事項を順守しなければならない。

- ア) 受注者は、業務箇所に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲い、立入り禁止や注意を促す標示をしなければならない。
- イ) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ウ) 受注者は、業務の実施にあたり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に留めるよう防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、捕獲従事者の安全確保に努めなければならない。
- (5) 業務実施中に事故等が発生した場合は、受注者は、直ちに発注者に連絡するとともに、発注者の指示に従い事故報告書を速やかに提出しなければならない。また、発注者から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

## 7. 地元関係者との交渉等

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等をもとめられた場合は、質問等の内容を随時、発注者に報告し、発注者の承諾を得てから地元関係者へ返答するものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 本業務の履行期間中に、捕獲実施区域内及び周辺で、狩猟者等が被害防止目的の捕獲（有害鳥獣捕獲）や狩猟による捕獲を実施している場合があるため、連絡・調整を密にし、協調して業務を遂行しなければならない。
- (3) 本業務における従事者の情報及び事業実施の日程等については、実施する地域の市町等に情報提供する場合がある。

## 8. 関係機関等への手続き、土地への立入り等

- (1) 本業務に伴い国有林に入林する場合等は、受注者が管理する機関に届出等を行う。
- (2) 受注者が本業務のために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めるとともに、監督員に報告する。また、国有林立入制限区域内では業務を実施してはならない。
- (3) 本業務のために植物の採取、樹木の伐採、掻き、柵等の除去又は第三者の土地もしくは工作物を一時使用するときは、受注者が当該土地所有者及び占有者の許可を得るとともに、監督員に報告する。
- (4) やむを得ない理由により現地への立入りができない場合は、直ちに発注者に報告し指示を受けるものとする。

## 9. 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、電波法等関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 10. 業務の届出

受注者は、着手届（様式第1号）を契約締結後7日以内に知事に提出し業務を実施する。

業務に着手後は、現場管理者届（様式第2号）を遅滞なく知事に提出する。

#### 11. 成果物の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は愛媛県に帰属するものとし、愛媛県の許可なく他者に公開してはならない。

#### 12. 書類の提出先

本業務に係る書類の提出及び報告先は愛媛県県民環境部環境局 自然保護課とする。

(様式第1号)

# 着手届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受注者)

住所

名称

代表者氏名

下記のとおり着手したので、提出します。

## 記

業務名	令和5年度 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務 [愛媛県松山市・今治市（奥道後玉川県立自然公園周辺）]
着手年月日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(様式第2号)

# 現場管理者届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受注者)

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり現場管理者を定めたので、提出します。

記

業 務 名	令和5年度 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務 [愛媛県松山市・今治市（奥道後玉川県立自然公園周辺）]	
現場管理者	ふりがな 氏 名	連絡先（電話番号）

※地区別に複数の現場管理者を置く場合は、全ての者について記載すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	